

一般社団法人日本写真療法家協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本写真療法家協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、写真が心身にもたらす良い影響を利用した体験事業（写真療法）をこどもからお年寄りまで広く一般市民、特に医療、福祉、教育現場において普及させ、写真療法を実施する写真療法家や写真ボランティアを育成、支援してゆくことにより、人々が肉体的、精神的、社会的に豊かで健康的な生活を送れることに寄与することを目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 写真が心身にもたらす良い影響を利用した体験事業（写真療法）の実施
- (2) 写真療法に関する普及事業
- (3) 写真療法を実施する専門家（写真療法家）の人材育成および教育研修事業
- (4) 写真療法家への支援事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した団体

(入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 会員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被補佐人になったとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき

(4) 1年以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

(任意退会)

第9条 会員は、代表理事が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費

及びその他の抛出品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第18条 当法人に理事3名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(選任等)

第19条 役員は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業のうち最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(職務権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬)

第22条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 定款変更、解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第27条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第29条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年12月31日までとする。

(設立時の理事及び代表理事)

第31条 当法人の設立時理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 酒井美子

設立時理事 原綾子

設立時理事 青柳利雄

設立時代表理事 酒井美子

(設立時の社員の氏名及び住所)

第32条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都大田区久が原二丁目11番20-101号

酒井美子

東京都八王子市大谷町277番地10

原綾子

神奈川県横浜市都筑区荏田南五丁目20番1-103号

青柳利雄

(法令の準拠)

第33条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本写真療法家協会設立のため設立時社員酒井美子他2名の定款作成代理人である行政書士齋藤史洋は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成28年2月1日

設立時社員 酒井美子

設立時社員 原綾子

設立時社員 青柳利雄

上記設立時社員の定款作成代理人 行政書士 齋藤史洋

上記原本と相違ありません。

一般社団法人日本写真療法家協会 代表理事

酒井美子